

「北海道食の安全・安心条例」の施行状況の点検・検証等の考え方

- 条例の点検・検証**
 北海道食の安全・安心条例 附則2
 知事は、この条例の施行後3年を経過した場合及び平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 点検年の考え方**
 条例附則2に基づく点検は、本来、令和6年度(2024年度)に実施するものだが、条例第9条に基づき定める現在の第4次「北海道食の安全・安心基本計画」の期間は元年度(2019年度)～5年度(2023年度)であることから、条例の点検・検証についても、第4次計画の最終年となる5年度に条例の検証を同時に行うことが適当。(過去にも同様に対応)
- 次期計画の策定**
 条例の点検・検証の結果を踏まえ、6年度(2025年度)からの次期計画の策定が必要になるため、第4次計画の検証と評価を行うとともに、情勢の変化等を勘案した第5次計画を策定する。
 また、条例第25条第1項に基づき食育を具体的に進めるための第4次「北海道食育推進計画」についても、「北海道食の安全・安心計画と同様に、第5次計画を策定する。

過去の点検の経過など

年度	H17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	R2	3	4	5	6
	第1次計画				第2次計画				第3次計画				第4次計画							
安安計画	策定				策定				策定					策定					策定	
食育計画																				
安安条例	公布施行			点検					前倒点検	点検年				前倒点検	点検年				前倒点検	点検年
GM条例	公布施行			点検						点検					点検					点検年